

社会福祉はこれでいいのか (9)

～ 社会福祉に民間性の 公を取り戻すために

社会福祉提言委員会

昨年は 1868 年の明治維新から数えてちょうど 140 年であった。最近、創設 100 周年を祝う社会福祉施設や団体の記念式典が各地で開催されている。100 年に一度といわれる経済不況で多くの事業体が崩壊に直面している中で、我が国に戦前、戦後の大動乱の歴史をかいくぐり 1 世紀の歴史をもつ社会福祉事業体があるということは特筆すべきである。この歴史を振り返ると幾つの特徴を学ぶことができる。例えば、140 年の歴史のうち明治・大正・昭和の戦前という前期にあたる約 70 年余は、慈善事業や社会事業という民間が主役の時代である。これに対して昭和の戦後と平成という後半の歴史は、公的責任による福祉の時代である。この後半の時代もさらに二つの時期に分けてみる事ができる。前期は民間社会福祉事業、社会福祉法人が生き生きと輝き、地域のニーズを受け止めていた時代、後期は行政の指導に縛られて「経営」にあけくれて法人が自由を失った時代である。前期の主役は敗戦で巷に戦災孤児や浮浪者、傷痍軍人が溢れた貧しい時代に社会福祉事業に立ち上がった青年たちである。その多くは学徒出陣や特攻隊から帰ってきた青年たちであった。また、結核患者や戦争未亡人、障害者の親の会など当事者と保護者が社会福祉施設の創設や予算対策に立ち上がった。こうした背景のなかで社会福祉協議会も予算対策や地域福祉活動、在宅福祉サービスの開拓など民間から現代の地域福祉の原形を創出した。ところが後半、とくに西暦 2000 年（平成 12 年）に介護保険法や社会福祉法が施行され、その後に障害者自立支援法が実施されて以降の社会福祉法人は、全国的に社会福祉施設も社会福祉協議会も生気がみられず、運営が画一的、効率的になりおよそ民間性の先駆性、開拓性というものが感じられないところが多くなった。何故だろうか？振り返ってみればもともと社会福祉法人という制度は、国家責任による福祉の措置委託先として憲法 89 条に抵触しない公の支配に属する法人として創設された本質を持っている。しかし、法人

運営の背景には市場原理を優先とする経済社会状況への変化があり、そのもとで少子高齢社会に対応する事業体の経営の基本は効率が最優先価値とせざる得ない時代を迎え、公が変質したことが何といても大きい要因だろう。また事業体の主役の使命感の強い人物像がすっかり代わってしまったことも大きい要素である。ではこれからどうしていけばよいのだろうか。行政の指導のままに言われたことだけを「経営」する社会福祉法人でいいのだろうか。行政は官であるが、必ずしも公ではない。公は官、民、協、私のあらゆる領域で追求されるべき課題である。我が国の民間社会福祉は、もう一度、地域のニーズと向かい合い、地域の住民と手をつなぎ、新しい実践を開拓する生き生きとした社会福祉事業体を取り戻し、官民協私の「新しい公」を発展させる牽引車になる必要がある。そこで提案がある。社会福祉法人という機構が、もともと公的責任を受託する機構であることを再確認し、思い切って社会福祉法人がより自由なNPOや一般社団法人、一般財団法人を併設して、地域の住民と手を握り、新しい地域のニーズにチャレンジしてみてもどうか。我が国の社会福祉が民間性を取り戻す戦略とは民協私が主体となった新たな公を創出することにあると考えてみるべきである。

